

原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況報告 補正比較表
 (1号機復旧完了に伴う最終報告)(補正)

下線部分が補正箇所

補正前	補正後	補正理由・内容
<p>表紙</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">原子力事業者防災業務計画に基づく 復旧計画書に係る実施状況報告 (1号機復旧完了に伴う最終報告) (補正)</p> <p style="text-align: center;">① <u>平成27年9月</u> ② <u>東京電力株式会社</u> 福島第二原子力発電所</p> </div>	<p>表紙</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">原子力事業者防災業務計画に基づく 復旧計画書に係る実施状況報告 (1号機復旧完了に伴う最終報告) (補正)</p> <p style="text-align: center;">① <u>平成28年5月</u> ② <u>東京電力ホールディングス株式会社</u> 福島第二原子力発電所</p> </div>	<p>①施設への影響評価 の再確認完了に伴う 見直し</p> <p>②ホールディングカン パニー制・分社化に伴 う社名変更</p>

原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況報告 補正比較表 (1号機復旧完了に伴う最終報告)(補正)

下線部分が補正箇所

補正前	補正後	補正理由・内容
<p>P1</p> <p>1. はじめに</p> <p>福島第二原子力発電所は平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災し、1号、2号および4号機については原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第15条第1項に該当する事象（以下、「第15条該当事象」という。）が発生したことから、平成23年3月12日7時45分に内閣総理大臣により同条第2項の規定に基づく「原子力緊急事態宣言」が発出された。</p> <p>その後、当社は原災法第15条該当事象の収束のため、原災法第7条第1項の規定に基づき作成した福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画（以下、「防災業務計画」という。）に従い緊急事態応急対策を行い、その実施状況を平成23年11月11日（平成23年11月30日に補正）に原子力安全・保安院（以下、「NISA」という。）に報告し、平成23年12月26日、内閣総理大臣により原災法第15条第4項の規定に基づく「原子力緊急事態解除宣言」が発出された。</p> <p>当社は原災法第27条に基づき、平成24年1月31日に原子力災害事後対策に関する計画（以下、「復旧計画」という。）を策定し、具体的な福島第二原子力発電所の復旧を計画的に実施した。</p> <p>平成24年5月17日に4号機、平成24年9月21日に共通設備における3・4号放水口モニタ設備、平成24年10月11日に3号機、平成25年2月15日に2号機、平成25年2月18日に共通設備における1・2号放水口モニタ設備が復旧完了、さらに平成25年5月30日に1号機の設備復旧が完了した。これにより復旧計画に基づく冷温停止の維持に必要な設備の復旧が全て完了したことから、その実施結果を平成25年6月5日に報告した。</p> <p>その後、前回報告した施設への影響評価の内容の一部に誤りが確認されたため、施設への影響評価の再確認を実施し、再評価が完了したことから、その実施結果を踏まえた補正を行う。</p> <p>2. 復旧計画における基本方針</p> <p>【基本方針】</p> <p>冷温停止維持をより一層確実に実施するため、以下の設備について本設備へ復旧する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「緊急事態応急対策の実施状況に係る報告」（平成23年11月30日（補正））における「冷温停止の維持に必要な設備」 ○保安規定遵守に係わる設備 <p>【実施結果】</p> <p>平成24年5月17日に4号機の設備復旧が完了。 平成24年9月21日に共通設備における3・4号放水口モニタ設備復旧が完了。 平成24年10月11日に3号機の設備復旧が完了。 平成25年2月15日に2号機の設備復旧が完了。 平成25年2月18日に共通設備における1・2号放水口モニタ設備復旧が完了。 平成25年5月30日に1号機の設備復旧が完了。</p> <p>1</p>	<p>P1</p> <p>1. はじめに</p> <p>福島第二原子力発電所は平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災し、1号、2号および4号機については原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第15条第1項に該当する事象（以下、「第15条該当事象」という。）が発生したことから、平成23年3月12日7時45分に内閣総理大臣により同条第2項の規定に基づく「原子力緊急事態宣言」が発出された。</p> <p>その後、当社は原災法第15条該当事象の収束のため、原災法第7条第1項の規定に基づき作成した福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画（以下、「防災業務計画」という。）に従い緊急事態応急対策を行い、その実施状況を平成23年11月11日（平成23年11月30日に補正）に原子力安全・保安院（以下、「NISA」という。）に報告し、平成23年12月26日、内閣総理大臣により原災法第15条第4項の規定に基づく「原子力緊急事態解除宣言」が発出された。</p> <p>当社は原災法第27条に基づき、平成24年1月31日に原子力災害事後対策に関する計画（以下、「復旧計画」という。）を策定し、具体的な福島第二原子力発電所の復旧を計画的に実施した。</p> <p>平成24年5月17日に4号機、平成24年9月21日に共通設備における3・4号放水口モニタ設備、平成24年10月11日に3号機、平成25年2月15日に2号機、平成25年2月18日に共通設備における1・2号放水口モニタ設備が復旧完了、さらに平成25年5月30日に1号機の設備復旧が完了した。これにより復旧計画に基づく冷温停止の維持に必要な設備の復旧が全て完了したことから、その実施結果を平成25年6月5日に報告した。</p> <p>その後、前回報告した施設への影響評価の内容の一部に誤りが確認されたため、施設への影響評価の再確認を実施し、再評価が完了したことから、その実施結果を平成27年9月4日に報告したが、その後再評価に用いた設備図書の一部に誤りが確認されたため、再評価に用いた設備図書の適切性確認及び改訂をした上で、再評価結果への影響を確認し、その結果を踏まえ再度補正を行う。</p> <p>2. 復旧計画における基本方針</p> <p>【基本方針】</p> <p>冷温停止維持をより一層確実に実施するため、以下の設備について本設備へ復旧する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「緊急事態応急対策の実施状況に係る報告」（平成23年11月30日（補正））における「冷温停止の維持に必要な設備」 ○保安規定遵守に係わる設備 <p>【実施結果】</p> <p>平成24年5月17日に4号機の設備復旧が完了。 平成24年9月21日に共通設備における3・4号放水口モニタ設備復旧が完了。 平成24年10月11日に3号機の設備復旧が完了。 平成25年2月15日に2号機の設備復旧が完了。 平成25年2月18日に共通設備における1・2号放水口モニタ設備復旧が完了。 平成25年5月30日に1号機の設備復旧が完了。</p> <p>1</p>	<p>○施設への影響評価の再確認完了に伴う見直し</p>

原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況報告 補正比較表
(1号機復旧完了に伴う最終報告)(補正)

下線部分が補正箇所

補正前	補正後	補正理由・内容
<p>P14</p> <p>設備復旧等の主要工程</p> <p>添付資料-2</p>	<p>P14</p> <p>設備復旧等の主要工程</p> <p>添付資料-2</p>	<p>○施設への影響評価の再確認完了に伴う見直し</p>

原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況報告 補正比較表
 (1号機復旧完了に伴う最終報告)(補正)

下線部分が補正箇所

補正前	補正後	補正理由・内容
<p>P62</p> <p style="text-align: right;">添付資料-8</p> <p style="text-align: center;">「福島第二原子力発電所に係る今後の適切な 管理等について」の対応方針【施設への影響】 健全性評価報告書</p> <p>① <u>平成27年9月</u> ② <u>東京電力株式会社</u> 福島第二原子力発電所</p> <p style="text-align: center;">62</p>	<p>P62</p> <p style="text-align: right;">添付資料-8</p> <p style="text-align: center;">「福島第二原子力発電所に係る今後の適切な 管理等について」の対応方針【施設への影響】 健全性評価報告書</p> <p>① <u>平成28年5月</u> ② <u>東京電力ホールディングス株式会社</u> 福島第二原子力発電所</p> <p style="text-align: center;">62</p>	<p>①施設への影響評価 の再確認完了に伴う 見直し</p> <p>②ホールディングカン パニー制・分社化に伴 う社名変更</p>

原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況報告 補正比較表 (1号機復旧完了に伴う最終報告)(補正)

下線部分が補正箇所

補正前	補正後	補正理由・内容
<p>P64</p> <p>1. はじめに 福島第二原子力発電所は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災し、内閣総理大臣により原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第 15 条第 2 項の規定に基づく「原子力緊急事態宣言」が発出され、その後平成 23 年 12 月 26 日に同条第 4 項の規定に基づく「原子力緊急事態解除宣言」が発出された。</p> <p>「原子力緊急事態解除宣言」の発出に際して原子力安全委員会から出された意見を踏まえ、平成 24 年 1 月 11 日、原子力安全・保安院から指示文書「福島第二原子力発電所に係る今後の適切な管理等について」が発出された。</p> <p>本書は、原子力安全・保安院から指示事項の 4 項目の指示の内 4 つ目の、施設に対する影響評価（以下、「影響評価」という。）について、『「福島第二原子力発電所に係る今後の適切な管理等について」の対応方針【施設への影響】に対する計画書』（改訂 8）（以下、「計画書」という。）に従って終了したことから、その内容報告を行うものである。</p> <p>なお、本影響評価については平成 25 年 6 月 5 日に報告を行ったが、その後評価内容の一部に誤りが確認されたため、是正措置をとった上で評価内容を再確認し、再評価を行い、補正した上で再度報告するものである。</p> <p><u>《原子力安全・保安院から指示事項》</u></p> <p>(1) 福島第二原子力発電所の一部については、仮設設備となっており、これらの設備について適切な維持管理を行うこと。また、計画的に仮設設備の依存度を下げること。</p> <p>(2) 残留熱除去系の一部等の安全設備が復旧していないことから、それらが復旧するまでの間、状況に応じて適切な維持管理を行うこと。また、自然災害等に備えて、更なる安全確保に万全を期すこと。</p> <p>(3) 作業員の安全を含め安全管理を徹底すること。</p> <p>(4) 冷温停止に至るまでに、通常時とは異なる圧力・温度等の履歴があったことを踏まえ、施設に対するこれらの影響を検討すること。</p> <p>2. 健全性影響評価 2. 1 評価対象系統の抽出結果（ステップ I） 評価対象系統の抽出については、計画書に基づき以下の機能喪失の影響を受けた系統について抽出を行い、抽出した結果の系統数を表 1 に示す。</p> <p>① 原子炉除熱機能喪失 ② 圧力抑制機能喪失 ③ 使用済燃料プール冷却機能喪失</p> <p>64</p>	<p>P64</p> <p>1. はじめに 福島第二原子力発電所は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災し、内閣総理大臣により原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第 15 条第 2 項の規定に基づく「原子力緊急事態宣言」が発出され、その後平成 23 年 12 月 26 日に同条第 4 項の規定に基づく「原子力緊急事態解除宣言」が発出された。</p> <p>「原子力緊急事態解除宣言」の発出に際して原子力安全委員会から出された意見を踏まえ、平成 24 年 1 月 11 日、原子力安全・保安院から指示文書「福島第二原子力発電所に係る今後の適切な管理等について」が発出された。</p> <p>本書は、原子力安全・保安院から指示事項の 4 項目の指示の内 4 つ目の、施設に対する影響評価（以下、「影響評価」という。）について、『「福島第二原子力発電所に係る今後の適切な管理等について」の対応方針【施設への影響】に対する計画書』（改訂 8）（以下、「計画書」という。）に従って終了したことから、その内容報告を行うものである。</p> <p>なお、本影響評価については平成 25 年 6 月 5 日に報告を行ったが、その後評価内容の一部に誤りが確認されたため、是正措置をとった上で評価内容を再確認し、再評価を行い、補正した上で再度報告するものである。</p> <p><u>上記の通り、本影響評価については再評価を行い平成 27 年 9 月 4 日に報告を行ったが、その後再評価に用いた設備図書の一部に誤りが確認された。そのため、再評価に用いた設備図書の適切性確認及び改訂をした上で、再評価結果への影響を確認し、その結果を再度報告するものである。</u></p> <p>《原子力安全・保安院から指示事項》</p> <p>(1) 福島第二原子力発電所の一部については、仮設設備となっており、これらの設備について適切な維持管理を行うこと。また、計画的に仮設設備の依存度を下げること。</p> <p>(2) 残留熱除去系の一部等の安全設備が復旧していないことから、それらが復旧するまでの間、状況に応じて適切な維持管理を行うこと。また、自然災害等に備えて、更なる安全確保に万全を期すこと。</p> <p>(3) 作業員の安全を含め安全管理を徹底すること。</p> <p>(4) 冷温停止に至るまでに、通常時とは異なる圧力・温度等の履歴があったことを踏まえ、施設に対するこれらの影響を検討すること。</p> <p>2. 健全性影響評価 2. 1 評価対象系統の抽出結果（ステップ I） 評価対象系統の抽出については、計画書に基づき以下の機能喪失の影響を受けた系統について抽出を行い、抽出した結果の系統数を表 1 に示す。</p> <p>① 原子炉除熱機能喪失</p> <p>64</p>	<p>○施設への影響評価の再確認完了に伴う見直し</p>

原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況報告 補正比較表 (1号機復旧完了に伴う最終報告)(補正)

下線部分が補正箇所

補正前	補正後	補正理由・内容																																																								
<p>P66</p> <p style="text-align: center;">表2 1～4号機評価結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">評価系統数</th> <th rowspan="2">評価結果</th> </tr> <tr> <th>機械設備*1</th> <th>電気設備</th> <th>計装設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号機</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>① 9</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>① 11</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1:コンクリート設備を含む</p> <p>3. 解析等による健全性影響評価</p> <p>3.1 原子炉格納容器内コンクリート構造物の温度影響による健全性影響評価</p> <p>3.1.1 評価方法 原子炉格納容器底部鉄筋コンクリートマット（以下、「基礎マット」という。）および原子炉本体基礎（以下、「RPVペDESTAL」という。）に対して、温度実測値に基づく温度分布解析を行い、コンクリート温度の上昇傾向を推定し、既往文献と照査することにより健全性を確認する。</p> <p>3.1.2 評価対象 1号機は、2号機および4号機と炉型等が異なるため、評価対象プラントとする。また、2号機および4号機は、同一メーカー同型炉かつ基礎マットの厚さも同じであることから解析条件が同一となるため、サブプレッションプール水温が最高使用温度（104℃）を超えた期間の長い4号機を代表モデルとする。従って、評価対象プラントは、1号機および4号機とする。</p> <p>3.1.3 評価結果 1号機および4号機を対象として、温度実測値に基づく温度分布解析を実施し、コンクリート温度の上昇傾向を推定した。 解析結果を既往文献と照査した結果、水温上昇がコンクリートの特性に及ぼす影響は小さく、サブプレッションプール水温が地震後に一時的に最高使用温度を超過した事象に対し、基礎マットおよびRPVペDESTALの健全性に問題がないことを確認した。評価の詳細については添付-3に示す。</p> <p>4. 添付</p> <p>添付-1 ステップII評価フロー</p> <p>添付-2 2F-1 震災による設計条件超過機器の健全性評価一覧表 2F-2 震災による設計条件超過機器の健全性評価一覧表 2F-3 震災による設計条件超過機器の健全性評価一覧表 2F-4 震災による設計条件超過機器の健全性評価一覧表</p> <p>添付-3 原子炉格納容器内コンクリート構造物の温度影響による健全性影響評価</p> <p>添付-4 <u>復旧計画書に係る実施状況報告の健全性評価における再評価結果</u></p> <p style="text-align: center;">②</p> <p style="text-align: center;">66</p>		評価系統数			評価結果	機械設備*1	電気設備	計装設備	1号機	11	1	8	良	2号機	① 9	1	6	良	3号機	0	3	5	良	4号機	① 11	1	7	良	<p>P66</p> <p style="text-align: center;">表2 1～4号機評価結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">評価系統数</th> <th rowspan="2">評価結果</th> </tr> <tr> <th>機械設備*1</th> <th>電気設備</th> <th>計装設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号機</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>① 8</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>① 10</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1:コンクリート設備を含む</p> <p>3. 解析等による健全性影響評価</p> <p>3.1 原子炉格納容器内コンクリート構造物の温度影響による健全性影響評価</p> <p>3.1.1 評価方法 原子炉格納容器底部鉄筋コンクリートマット（以下、「基礎マット」という。）および原子炉本体基礎（以下、「RPVペDESTAL」という。）に対して、温度実測値に基づく温度分布解析を行い、コンクリート温度の上昇傾向を推定し、既往文献と照査することにより健全性を確認する。</p> <p>3.1.2 評価対象 1号機は、2号機および4号機と炉型等が異なるため、評価対象プラントとする。また、2号機および4号機は、同一メーカー同型炉かつ基礎マットの厚さも同じであることから解析条件が同一となるため、サブプレッションプール水温が最高使用温度（104℃）を超えた期間の長い4号機を代表モデルとする。従って、評価対象プラントは、1号機および4号機とする。</p> <p>3.1.3 評価結果 1号機および4号機を対象として、温度実測値に基づく温度分布解析を実施し、コンクリート温度の上昇傾向を推定した。 解析結果を既往文献と照査した結果、水温上昇がコンクリートの特性に及ぼす影響は小さく、サブプレッションプール水温が地震後に一時的に最高使用温度を超過した事象に対し、基礎マットおよびRPVペDESTALの健全性に問題がないことを確認した。評価の詳細については添付-3に示す。</p> <p>4. 添付</p> <p>添付-1 ステップII評価フロー</p> <p>添付-2 2F-1 震災による設計条件超過機器の健全性評価一覧表 2F-2 震災による設計条件超過機器の健全性評価一覧表 2F-3 震災による設計条件超過機器の健全性評価一覧表 2F-4 震災による設計条件超過機器の健全性評価一覧表</p> <p>添付-3 原子炉格納容器内コンクリート構造物の温度影響による健全性影響評価</p> <p>添付-4 復旧計画書に係る実施状況報告の健全性評価における再評価結果</p> <p>添付-5 <u>復旧計画書に係る実施状況報告の健全性評価における再評価結果の補正</u></p> <p style="text-align: center;">②</p> <p style="text-align: center;">66</p>		評価系統数			評価結果	機械設備*1	電気設備	計装設備	1号機	11	1	8	良	2号機	① 8	1	6	良	3号機	0	3	5	良	4号機	① 10	1	7	良	<p>①施設への影響評価の再確認完了に伴う見直し</p> <p>②添付-5 復旧計画書に係る実施状況報告の健全性評価における再評価結果の補正の追加</p>
		評価系統数				評価結果																																																				
	機械設備*1	電気設備	計装設備																																																							
1号機	11	1	8	良																																																						
2号機	① 9	1	6	良																																																						
3号機	0	3	5	良																																																						
4号機	① 11	1	7	良																																																						
	評価系統数			評価結果																																																						
	機械設備*1	電気設備	計装設備																																																							
1号機	11	1	8	良																																																						
2号機	① 8	1	6	良																																																						
3号機	0	3	5	良																																																						
4号機	① 10	1	7	良																																																						

原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況報告 補正比較表
 (1号機復旧完了に伴う最終報告)(補正)

下線部分が訂正箇所

補正前	補正後	補正理由・内容
なし	<p>P99</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">添付-5</p> <p style="text-align: center;">復旧計画書に係る実施状況報告の 健全性評価における再評価結果の補正</p> <p>1. はじめに 原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況報告における「福島第二原子力発電所に係る今後の適切な管理等について」の対応方針【施設への影響】健全性評価報告書(平成25年6月5日提出)について、機械設備の代表抽出の過程における不適合が確認されたことから、健全性評価の再確認を実施し、その結果を踏まえて再評価を実施した(以下、再確認・再評価)(添付-4)。しかし、機械設備の再確認・再評価において用いた設備図書に関する不適合が新たに確認されたことから、再確認・再評価に用いた設備図書の妥当性の調査および再評価結果への影響確認を実施した(以下、影響確認)。</p> <p>2. 不適合事象の概要 平成27年9月24日から25日に行われた、原子力規制委員会による健全性評価に係る立入検査対応において、再確認・再評価に用いた設備図書(配管施工図)について平成12年度に電力自主にて実施したアクシデントマネジメント対策設備設置工事(以下、AM工事)の内容が当該図書に適切に反映されていなかったことを当社が確認したため、不適合報告書を起票し、対策を講じることとした。 また、本不適合の対応として再評価に用いた図書について確認を実施していたところ他の設備図書(配管一覧表)において図書発行当初から誤記があったことが確認された。</p> <p>3. 原因 「2. 不適合事象の概要」にて確認された誤りについて要因の抽出を行い、その結果、推定された原因は以下の通り。 (1) 配管施工図における不備 通常、系統機能の変更を伴う工事は系統設計全体の見直し要否を確認する必要があることから、プラントメーカーにより設計・施工・図書の見直し等を一貫して行っている。 しかし、AM工事においては設計と施工を別会社に分割して調達したため、プラントメーカーの一貫した関与がなく、そのことに関する当社の関与も不十分であった。そのため、系統設計の変更を踏まえた設備図書の見直しが十分に検討されず、当該図書の見直しが適切に行われなかった。</p> <p>(2) 配管一覧表における不備 配管一覧表はプラント建設時にプラントメーカーのシステム設計部署において作成・審査・承認の上、当社へ提出された図書であるが、他部署等の確認を受ける等の十分な確認がされていない状態で当社へ提出された上、当社としても詳細な</p> <p style="text-align: center;">99</p> </div>	<p>○添付-5 復旧計画書に係る実施状況報告の健全性評価における再評価結果の補正の追加</p>

原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況報告 補正比較表
 (1号機復旧完了に伴う最終報告)(補正)

下線部分が訂正箇所

補正前	補正後	補正理由・内容												
なし	<p>P100</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>内容の確認が十分でなかったことから誤記が発見できなかった。</p> <p>4. 不適合に対する対応 誤りの確認された配管施工図および配管一覧表以外で今回の再確認・再評価に用いた設備図書における同様の誤りの有無について以下の通り確認を実施した。</p> <p>(1) 配管施工図における不備に対する確認 プラント運転開始後、系統機能の変更を伴う工事を実施しており、かつプラントメーカーにより系統設計・施工・図書の見直し等を一貫して行っていなかった工事について、健全性評価にて使用した設備図書の調査を実施し、確認された誤りについて設備図書の改訂を行い、その結果を健全性評価に反映した。</p> <p>(2) 配管一覧表における不備の確認 本評価において用いた配管一覧表の設計値についてプラントメーカーでの確認を行い、確認された誤りについて配管一覧表の改訂を行った上で、その結果を健全性評価に反映した。なお、プラントメーカーにおける配管一覧表の確認状況については、当社による聞き取りおよび現地調査による確認を実施し、調査が適切に行われたことを確認した。</p> <p>5. 健全性評価への反映および影響評価書作成数について 前項の対応により、健全性評価に用いる設備図書について必要に応じて改訂を行い、健全性評価への影響を確認した。具体的には、再確認・再評価において使用していた設備図書のうち、改訂を行った箇所について健全性評価へ反映を行い、その影響確認を実施した。また、今回の影響確認において、格納容器ベネトレーション及びAM工事に関連した弁の一部が複数の設計値を有する特殊な機器であることが確認されたため、当該機器を評価するための設計値を設備図書から引用する考え方について明確にした上で、その影響確認を実施した。</p> <p>上記の影響確認の結果、設備毎の再確認・再評価結果からの影響評価書作成数の増減を以下に示す。なお、影響評価書作成数の増減には含まれないが、設計値の訂正による代表機器の変更に伴い評価を見直した影響評価書は3件（1号機：1件、4号機：2件）であった。</p> <p>(1) 機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今回評価が追加となったもの 1件（1号機） ○今回評価が不要となったもの 3件（2号機：1件、4号機：2件） <table border="1" data-bbox="1519 1669 2231 1759"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号機</th> <th>2号機</th> <th>3号機</th> <th>4号機</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影響評価書作成数</td> <td>46(+1)</td> <td>39(-1)</td> <td>0</td> <td>49(-2)</td> <td>134(-2)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注：表中の（ ）については前回の再評価結果（添付-4）からの増減数を示す</p> <p style="text-align: center;">100</p> </div>		1号機	2号機	3号機	4号機	計	影響評価書作成数	46(+1)	39(-1)	0	49(-2)	134(-2)	<p>○添付-5 復旧計画書に係る実施状況報告の健全性評価における再評価結果の補正の追加</p>
	1号機	2号機	3号機	4号機	計									
影響評価書作成数	46(+1)	39(-1)	0	49(-2)	134(-2)									

原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況報告 補正比較表
 (1号機復旧完了に伴う最終報告)(補正)

下線部分が訂正箇所

補正前	補正後	補正理由・内容
なし	<p>P101</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>(2) 電気設備 訂正無し。</p> <p>(3) 計装設備 訂正無し。</p> <p>6. 機械設備の評価結果について 今回の影響確認において、新たに影響評価対象として抽出された機器に対する評価結果および従来の評価を見直した機器に対する評価結果は、以下の通り。</p> <p>a. 熱による影響評価 設計温度超過による影響については、要求される機能毎に部位展開し、影響が想定される事象を選定した上で文献・研究成果等を参照し、使用材料毎に影響が懸念される事象に対して評価を行い、影響がないことを確認した。 なお、評価にあたっては、今回新たに熱による影響の代表となった機器について現場確認を実施した。</p> <p>b. 圧力による影響評価 対象無し。</p> <p>c. 湿分による影響評価 対象無し。</p> <p>評価の結果、機器の健全性に問題のないことを確認した。</p> <p>7. 品質保証部門による適切性確認 品質保証部門において、第三者的な立場から影響確認のプロセスで使用する要領や手順書どおりに実施していることを確認した。</p> <p>8. 提出済み報告書への影響 今回の再確認を踏まえた評価への影響確認の結果、機器の健全性に問題は無く、再確認・再評価結果（添付－4）に影響が無いことを確認した。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> </div> <p style="text-align: center;">101</p>	<p>○添付－5 復旧計画書に係る実施状況報告の健全性評価における再評価結果の補正の追加</p>

原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況報告 補正比較表
 (1号機復旧完了に伴う最終報告)(補正)

下線部分が訂正箇所

補正前	補正後	補正理由・内容
<p>P99</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">参考資料-1</p> <p style="text-align: center;">「福島第二原子力発電所に係る今後の 適切な管理等について」の対応方針 【施設への影響】に対する計画書 改訂8</p> <p style="text-align: center;">平成25年 3月 東京電力株式会社 福島第二原子力発電所</p> <p style="text-align: center;"><u>99</u></p> </div>	<p>P102</p>	<p>OP102以降、添付-5 復旧計画書に係る実施状況報告の健全性評価における再評価結果の補正の追加に伴う頁番号の見直し</p>